

京水勞 綱領・規約・規則

1 . 綱 領

- 一、我等は強固なる団結の下に全組織労働者の統一をもって生活権確立のため闘う
- 二、我等は上下水道事業の民主化を推進しもって公共の福祉のため闘う
- 三、我等は民主主義を基盤とせる日本の平和と完全な独立のため戦争に反対し一切の反動勢力打倒のため闘う

2. 規約・規則

1 京都市水道労働組合同規約

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本組合は、京都市水道労働組合と称し、その事務所を京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3に置く。

(構成)

第2条 本組合は京都市上下水道局に勤務する職員及び組合書記局員、その他、中央委員会の決定により、組合員と認めた者でもってこれを組織する。但し、京都市上下水道局に勤務する職員で下記に属する者を除く。

(1) 管理者、局長、部長、課長及びこれに準ずる職にある者。

(目的)

第3条 本組合は、本組合の綱領及び主張の貫徹を目的とする。

(業務)

第4条 本組合は、前条の目的を達成するため下記のことを行う。

- (1) 本組合の団結強化に関すること。
- (2) 組合員の労働条件並びに生活条件の維持改善に関すること。
- (3) 組合員の福利厚生に関すること。
- (4) 組合員の教養文化の向上に関すること。
- (5) 友誼団体との連携・協力に関すること。
- (6) その他、組合員の目的達成に関すること。

(組合員の権利義務)

第5条 組合員は、本規約に従って組合のすべての問題に参加し、また均等の取扱いを受ける。

- 2 何人も、人種、信条、性別、社会身分または門地によって差別されず、その資格を奪われることはない。
- 3 組合運動のための犠牲者は、別に定める規則により救援を受けることができる。
- 4 組合員は、組合の綱領、規約、規則並びに機関の決定に従い行動しなければならない。
- 5 組合員は、組合費を納入しなければならない。

但し、無給休職者は免除する。

(組合員の資格喪失)

第6条 組合員は、下記の場合にその資格を失う。

- (1) 第2条に該当しなくなった場合
- (2) 除名

(統制)

第7条 組合員で、下記の各号のいずれかに該当する者があるときは、中央委員会の議を経てこれを除名することがある。

- (1) 本組合の綱領、規約、規則並びに機関の決定に違反した者。

(2) 本組合員としての体面を汚し、組合の統制を乱した者。

第2章 機関

(機関)

第8条 本組合に下記の機関を設ける。

- (1) 大会
 - (2) 中央委員会
 - (3) 執行委員会
 - (4) 統制委員会
 - (5) 救援委員会
- (大会)

第9条 大会は、本組合の最高議決機関であって、第17条の役員（中央委員、分会役員を除く）及び大会代議員（各分会から15人に1人の割合で端数を切り上げて選出）でこれを構成し、毎年1回定期に開催し、執行委員長がこれを招集する。

但し、必要あるときは執行委員長が招集し、臨時大会を開催することができる。

2 大会代議員総数の3分の1以上及び統制委員会、または監査委員より会議に付すべき事由を示して大会開催の請求があったときは、執行委員長は直ちに臨時大会を招集しなければならない。

3 大会の議長は大会で選出する。

(大会に付すべき事項)

第10条 大会に付すべき事項は、下記の通りとする。

- (1) 運動方針の決定
 - (2) 予算の決定及び決算の承認
 - (3) 他団体への加入及び脱退
 - (4) その他、特に重要な事項
- (中央委員会)

第11条 中央委員会は、大会に次ぐ議決機関であって、中央委員、執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、執行委員で構成し、執行委員長がこれを招集する。

2 中央委員総数の3分の1以上及び統制委員会、監査委員または救援委員会より、会議に付すべき事由を示して中央委員会開催の請求があったときは、執行委員長は直ちに中央委員会を招集しなければならない。

3 中央委員会の議長は、中央委員会で選出する。

(中央委員会に付すべき事項)

第12条 中央委員会に付すべき事項は、下記の通りとする。

- (1) 大会並びに規則に定められた事項
 - (2) 組合規約に関する疑義の解釈並びに規則の制定及び改廃
 - (3) その他、重要な事項
- (執行委員会)

第13条 執行委員会は、本組合の執行機関であって、執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長及び執行委員でこれを構成する。

2 執行委員会は執行委員長が招集し、その議長となる。

(統制委員会)

第14条 統制委員会は、本組合の監察機関であつて、統制委員でこれを組織する。

(救援委員会)

第15条 救援委員は、別に規則の定めるところにより、組合運動のための犠牲者を救援するものとし、救援委員でこれを組織する。

2 救援委員には、下記の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 委員 若干名

3 別に定める規則に基づき、救援するために要する費用は、第30条1項3号に規定する労働福祉資金をもってこれに充てるものとし、救援委員会がこれを執行する。

4 前号の労働福祉資金は特別会計とする。

(会議の定数及び議事)

第16条 大会は、大会代議員の2分の1の出席を以て成立し、議事はその過半数で決する。

2 中央委員会は、中央委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事はその過半数で決する。

3 執行委員会は、執行委員の3分の2以上をもって成立し、議事はその過半数で決する。

4 統制委員会は、総数の3分の2以上の出席により成立し、議事はその3分の2により決する。

第3章 役員

第17条 本組合に、下記の役員を置く。

(1) 執行委員長 1名

(2) 副執行委員長 1名

(3) 書記長 1名

(4) 書記次長 1名

(5) 執行委員 6名

(6) 中央委員 若干名

(7) 統制委員 5名

(8) 監査委員 3名

(9) 救援委員 若干名

(10) 分会役員(分会長、分会書記長等) 若干名

2 執行委員の定数は、臨時に中央委員会の議を経て増減することができる。

3 必要あるときは、中央委員会の議を経て、特別執行委員若干名を置くことができる。

(役員を選出)

第18条 執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、執行委員は、別に定める規則により、組合員の直接無記名投票でこれを選出する。

2 中央委員は、所属分会より選出する。但し、40名を超える毎に更に1名を選出する。

なお、執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、執行委員、統制委員及び監査委員は、中央委員を兼ねることができない。

3 統制委員は中央委員会で組合員中より選出し、大会に報告するものとする。

- 4 特別執行委員は、組合員中より中央委員会で選出する。
- 5 救援委員は、中央委員中より若干名、執行委員中より1名を中央委員会において選出し、大会に報告するものとする。

(専従委員)

第19条 第17条の役員中より、執行委員会の決定により専従者を置くことができる。

(役員職務)

第20条 執行委員長は、本組合を統率し、本組合を代表する。

- 2 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長が事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 書記長は、書記局を統轄し、組合運営の計画その他書記局の業務の執行にあたるほか、執行委員長を補佐し、執行委員長、副執行委員長が事故あるときは、これを代行する。
- 4 書記次長は、書記長を補佐し、書記局業務の執行にあたる。
- 5 執行委員は、執行委員会の業務を分担する。
- 6 中央委員は、その権限に従い議案の審議にあたる。
- 7 特別執行委員は、執行委員会の定める職務に専従する。
- 8 統制委員は、組合決議の実行を監督し、組合活動を随時検査する。
- 9 救援委員は、犠牲者救援の業務を司る。
- 10 監査委員は、会計並びに事務の監督にあたる。
- 11 分会役員は、分会の運営に関する業務にあたる。

(役員任期)

第21条 役員任期は2年とする。但し、補欠に選定された役員は、前任者の残任期間とする。上位団体派遣の者の任期は、その団体の任期に従う。

第4章 書記局及び部制

(書記局及び書記の委嘱)

第22条 本組合の業務を遂行するため書記局を置き、書記長が主宰する。

- 2 書記局の業務を処理するため、若干の書記を置き、書記の勤務条件、その他については、中央委員会の議決を経て、執行委員会が別に定める。

(専門部及び共闘会議)

第23条 本組合に次の専門部及び共闘会議を置き、組合の業務を分掌する。

- (1) 財政部
 - (2) 福利厚生部
 - (3) 組織部
 - (4) 青年対策部
 - (5) 政策部
 - (6) 貸金対策部
 - (7) 調査部
 - (8) 教育宣伝部
 - (9) 共闘会議
- 2 各専門部の部長及び各共闘会議の議長は、執行委員会がこれを互選する。
 - 3 各専門部員の選出は、組合員の中から執行委員会が行う。

- 4 各共闘会議に常任委員会を置き、委員は各共闘に属する職場分会において選出する。また、各共闘会議の議長は、副議長及び事務局長を選出し共闘会議を運営する。
- 5 中央委員会の議をもって、執行委員会が専門部及び共闘会議を新設し、または廃止することができる。

(専門委員会)

第24条 緊急または特別の問題について対策をたてるため、執行委員会が中央委員会の議を経て、専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員は、組合員中より執行委員長が委嘱する。
- 3 専門委員会は、その運営に関し中央委員会の議を経て、委員会規則を制定することができる。

(青年部)

第25条 本組合に、青年部を置く。

- 2 青年部は、別に規定の定めるところにより組合活動を行う。

第5章 会 計

(会計年度)

第26条 本組合の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(経費)

第27条 本組合の経費は、組合費、寄付金その他の収入でこれに充てる。

(予算・決算)

第28条 本組合の収支は、すべて予算に計上するものとする。

- 2 すべての財源及び主要な寄付者の氏名、使途、並びに現在の経理状況を示す会計報告は、監査委員または第29条の会計監査人の正当である旨の証明を付して、毎年1回組合員に公表する。

(会計監査人)

第29条 執行委員会は、大会の議を経て、職業的に資格がある会計監査人に会計監査を委嘱することができる。

(組合費)

第30条 組合費の月額は、次の各号の合計額とする。但し、経費に不足が生じたときは、臨時会費を徴収することができる。

- (1) 均等割 230 円
- (2) 本棒の 1000 分の 13
- (3) 福利厚生事業 130 円+本棒の 1000 分の 2

(但し、非常事態が生じた場合、本棒の 1000 分の 6 の再徴収を行うことができる。)

- 2 再任用職員及び嘱託員は 230 円と本棒の 1000 分の 13 のみを徴収し、労働福祉資金は徴収しないこととする。

(会計規則)

第31条 会計事務に関し、執行委員会は中央委員会の議を経て別に会計規則を定めるものとする。

第6章 組合綱領・規約の改正 及び組合の解散

(組合綱領及び規約改正)

第32条 本組合の綱領及び規約は、大会において出席代議員の3分の2以上の賛成を得なければ改正することができない。

(組合の解散)

第33条 本組合を解散するには、大会における大会代議員の過半数の賛成でこれを発議し、組合員に提案して、その直接無記名投票による3分の2以上の賛成を得なければならない。

第7章 雑 則

(直接投票)

第34条 全組合員の直接無記名により、選挙もしくは賛否を決定するときは、投票事務を監理する委員会を設ける。

(規則の制定)

第35条 本組合の業務を遂行するために、この規約に定めるもののほか、執行委員会は中央委員会の議を経て、規則を制定することができる。

付 則

本規約は、1954年 8月20日より施行する。

本規約は、1957年 6月10日より施行する。

本規約は、1958年 5月28日より施行する。

本規約は、1959年10月 3日より施行する。

本規約は、1961年 2月22日より施行する。

本規約は、1963年 9月28日より施行する。

本規約は、1964年10月27日より施行する。

本規約は、1966年 9月21日より施行する。

本規約は、1969年 5月27日より施行する。

本規約は、1974年 9月29日より施行する。

本規約は、1979年 6月 1日より施行する。

本規約は、1980年 8月 1日より施行する。

本規約は、1987年10月28日より施行する。

本規約は、1993年 7月 1日より施行する。

本規約は、1998年10月 1日より施行する。

本規約は、2014年10月 4日より施行する。

本規約は、2020年10月24日より施行する。

2 会計規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、京都市水道労働組合の会計に関する運営を定めるものとする。

(一般会計及び特別会計)

第2条 会計に一般会計を設ける。また、特定の事業を行う場合又は特定の資金・積立金を必要とする場合、特別会計を設けることができる。

2 特別会計として、福利厚生事業会計及び退職金会計を置く。

(福利厚生事業会計)

第3条 福利厚生事業会計は、ストライキ資金を原資として運用を図ってきた労働福祉資金及び全水道共済を行っていた福祉事業会計を基礎とするものであり、組合員の福利厚生について強化・充実を図るための事業を行う。

2 福利厚生事業会計では、共済事業、各種補助事業、各種補償事業等を取扱う。補償事業等とは、組合の要請に基づきストライキを実施した時に減額されるべき賃金の補償や、組合の決定に基づく労働運動を計画又は行動したことによって、司法または行政上の処分を受けた者を救援する事業のことを指す。

(退職金会計)

第4条 退職金会計は、書記の退職手当にのみ運用することができる。

第2章 予算

(予算編成)

第5条 執行委員会は、定期大会に予算案を提案し、その議決を経なければならない。

(暫定予算)

第6条 予算案について、会計年度開始前に大会の議決を経ることができない場合、執行委員会は、中央委員会に暫定予算案を提案し、その議決を経たのち、暫定予算を執行することができる。

第3章 決算及び会計監査

(決算処理)

第7条 執行委員会は、会計年度終了後、決算処理を行わなければならない。

2 年度決算に剰余金が生じたときは、これを翌年度に繰り越さなければならない。

(会計監査)

第8条 執行委員会は、決算処理終了後、会計監査を受けなければならない。

2 会計監査は、会計監査委員が行う。会計監査委員は、会計監査終了後、会計監査結果報告書を執行委員会に提出しなければならない。また、会計監査結果を定期大会で報告しなければならない。

(決算報告及び会計監査報告)

第9条 執行委員会は、定期大会に決算及び会計監査結果を報告し、その議決を経なければならない。

第4章 出納

(組合費の徴収)

第10条 組合費は、加入の当月分から徴収を始め、脱退の当月分まで徴収する。

(収入及び支出)

第11条 組合の収入及び支出の管理は、執行委員会の責任とする。

第12条 財産等は、すべて帳簿等に記載しなければならない。

2 帳簿等は、10年間、保管しなければならない。

付 則

この規則は、旧会計規則、旧退職手当積立金規則、旧労働福祉資金規則、旧福祉事業規則を統合したものであり、2020年10月24日より施行する。

3 役員選挙規則

第1章 総 則

(名称及び目的)

第1条 この役員選挙規則（以下「規則」という）は、京都市水道労働組合綱領の精神に則り、京都市水道労働組合規約（以下「規約」という）第17条中、執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、執行委員（以下「役員」という）を選挙する制度を確立し、組合員が自由に意思を表明でき、公明で適正に選挙が行われることを目的とする。

(定期改選)

第2条 役員は、2年毎に6月1日時点における有権者の全員投票によって選挙する。但し、特別の事情があるときは、中央委員会の承認を得て選挙を早め、または延期することができる。

(臨時選挙)

第3条 役員の任期中に欠員が生じた場合は、必要に応じて、この規則に基づいて選挙をすることができる。

(役員の定数)

第4条 選出される役員の定数は、規約第17条に定めている人数とする。

第2章 選挙権及び被選挙権

(選挙権及び被選挙権)

第5条 選挙公示当日、規約第2条に示すすべての組合員は、役員を選挙しまたは選挙されることができる。

2 但し、次の場合は被選挙権を持たない。

- (1) 労働組合の名誉を汚し、組合に反した行動をしたため、統制委員会において審議されている間にある者。
- (2) 役員任期中1年9月に満たず定年を迎える者。

第3章 選挙管理委員及び 選挙管理補助委員

(選出及び定数)

第6条 選挙管理委員（以下「委員」という）の定数は9名とし、組合員中より選出し、中央委員会で決定する。

(任期)

第7条 委員の任期は、選出された日から次期委員が選出される前日までとする。委員が辞任したときは、後任者を選出しなければならない。その者の選出については、選挙管理委員長（以下「委員長」という）が選挙管理委員会（以下「委員会」という）の議を経て、中央委員会における選出基準に従って選出することができる。また、任期は前任者の残期間とする。

(補助員)

第8条 委員会の指示・掌握の下に選挙の投票・開票業務を円滑に行うため、委員会は、選挙管理補助員（以下「補助員」という）を組合員中より委嘱することができる。

第4章 選挙管理委員会

(構成)

第9条 委員会は委員で構成し、委員の互選によって委員長及び選挙管理副委員長を選出する。

2 委員会は、委員の3分の2の出席によって成立し、議事はその過半数で決する。

3 選挙の実施において投票が伴う場合は、委員長が組合員中より3名以内の委員経験者を特別委員として任命することができる。

(任務)

第10条 委員会は、次に掲げる選挙管理業務全般を行う。

- (1) 選挙日程の決定及び有権者への公示を行う。
- (2) 候補者の資格を審査し、氏名・所属・経歴・抱負及びその他必要事項を有権者に公示し、周知する。
- (3) 投票と開票を管理する。
- (4) 投票の有効・無効を判定する。
- (5) 候補者及び推薦者の行う選挙運動の管理及び指示を行う。
- (6) 開票の後、当選者を定め有権者に公示する。
- (7) その他、委員会として必要なこと。

第5章 選挙人名簿

(選挙人名簿)

第11条 分会役員は6月1日時点の所属分会における組合員の氏名・所属その他を記入した選挙人名簿を2通作成し、委員会の定める日までに委員会へ提出しなければならない。

(名簿の閲覧及び異議の申立)

第12条 選挙人名簿の閲覧及びその異議の申立は、委員会の定める日時・場所で行うことができる。

第6章 候補者

(立候補届)

第13条 役員に立候補しようとする者は、所属分会または組合員20人の推薦を得て所定の事項を記入し、立候補届出書を委員会に提出し、委員会より受理証を受け取らなければならない。

第14条 役員及び候補者は、委員を兼ねることができない。

(候補者の義務)

第15条 候補者となった後、選挙に必要な事項について委員会が候補者に指示したとき、候補者はその指示に従わなければならない。

第7章 選挙期日

(選挙期日)

第16条 選挙に関する日程は、委員会で定めることとする。

第8章 選挙運動

(選挙運動)

第17条 候補者は、次の選挙運動ができる。

- (1) 立会演説会及び個人演説会の開催。
- (2) その他、委員会で指定する運動及び委員会が認める範囲内。
- (3) 期間は委員会の受理証交付時より投票日前日の午後9時までを原則とする。

(禁止事項)

第18条 候補者は、次の選挙運動をしてはならない。

- (1) 労働組合及び他候補への中傷及び妨害。
- (2) 選挙に関する一切の掲示物。
- (3) その他、委員会で認めない事項。

第19条 前条各号の違反者に対して、委員会は立候補、当選を取り消すことができる。

第9章 投票及び開票

(期日前投票)

第20条 休職者等、委員会の定める日時に投票できない者は、委員会の定めに基づく投票をすることができる。

(投票用紙)

第21条 投票用紙は、執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長（以下「四役」という）と執行委

員とに区分する。

(投票方法)

第22条 投票用紙に信任する人数は、定数内不完全連記とする。

(投票所)

第23条 投票所は、委員会で定める。

(定数内立候補の場合)

第24条 四役選挙で対立候補のない場合及び執行委員選挙で定数内の場合は、信任扱いとみなし、委員会は直ちに当選の公示をしなければならない。

(開票)

第25条 開票は、委員会が行う。但し、必要があるときは、補助員に補助させることができる。

(立会人)

第26条 開票に際し委員会は、組合員中より、補助員、推薦者以外から2名の開票立会人を選出しなければならない。

2 開票終了後、立会人の署名を必要とする。

(投票用紙の無効)

第27条 次の場合、その投票用紙は無効とする。

(1) 委員会の定める投票用紙を使用していないとき。

(2) 定める人数以上を信任しているとき。

(3) その他、委員会で無効と認めたとき。

(用紙の保管)

第28条 委員会は、開票の終わった投票用紙を2年間保管しなければならない。

第10章 当選人

(当選人)

第29条 開票の結果、有効投票の最多数を得た者から上位定数までを当選人とし、委員会より当選確認証の交付をもって有効とする。

(次点繰上げ)

第30条 当選人が死亡またはやむを得ない事由でその役職につけなくなり、それが開票終了後60日以内に生じた場合は、上位得票者より次点繰上げ当選とする。

付 則

この規則は、1952年 8月20日より施行する。

この規則は、1958年 5月28日より施行する。

この規則は、1959年10月 3日より施行する。

この規則は、1963年 7月 3日より施行する。

この規則は、1963年 9月28日より施行する。

この規則は、1964年 7月 2日より施行する。

この規則は、1977年 3月14日より施行する。

この規則は、1979年 6月 1日より施行する。

この規則は、1993年 6月 8日より施行する。

この規則は、2011年 5月31日より施行する。

この規則は、2015年 3月 4日より施行する。

この規則は、2022年10月 7日より施行する。

4 全労済全水道共済本部京都推進委員会規則

(総則)

第1条 全労済全水道共済本部（以下「全水道共済本部」という。）が、定款・規則の定めるところにより行う事業の円滑な推進を図るものとする。

(構成)

第2条 全労済全水道共済本部京都推進委員会（以下「京都推進委員会」という。）は、全水道共済本部の規約に従い、京都市上下水道関係者で全水道共済本部加入者をもって組織する。

(業務)

第3条 京都推進委員会は、第1条の目的を達成するため下記のことを行う。

- (1) 加入・脱退の事務
- (2) 掛金の徴収と納入
- (3) 共済金請求申請と給付
- (4) その他、必要な事項

(推進委員)

第4条 京都推進委員会は、前条の業務遂行のため下記の委員を選出する。

- (1) 常任推進委員（京水労執行委員会より選出）
- (2) 分会推進委員（分会長より選出）
- (3) 分会推進補助員（庶務担当者より選出）

(役員)

第5条 京都推進委員会に下記の役員を置く。

- (1) 推進委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 常任推進委員 若干名
- (6) 監 事 2名

2 役員を選出は、常任推進委員会において行うものとする。

3 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

(委員会及び推進会議)

第6条 京都推進委員会は、下記の委員会、推進会議により運営する。

2 常任推進委員会は、推進委員長、副委員長、事務局長、事務局次長（以下「四役」という。）及び常任推進委員で構成し、推進委員長が招集する。

3 推進会議は、四役、常任推進委員、分会推進委員、分会推進補助員で構成し、年1回以上開催しなければならない。

(常任推進委員会の議決事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、次の事項は、常任委員会の議決を経なければならない。

- (1) 推進委員会の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 推進会議の招集並びに付すべき事項
- (3) 財産及び業務の執行に必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) その他、常任推進委員会で必要と認めた事項

(常任推進委員会の議決方法)

第8条 常任推進委員会は、役員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 常任推進委員会の議長は委員長がその任にあたり、議事は出席した役員過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 議事については、経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成しなければならない。

(規則等の備えつけ及び書類の提出)

第9条 常任推進委員会は、規則、推進会議の議事録、組合員名簿、損益計算書、その他支部の財産及び業務執行について、重要な事項を記載した書類を備えておかななければならない。

2 常任推進委員会は、推進委員会に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案、または欠損金処理案について、監査を受け提出しなければならない。

3 前項の規定による事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 組合員の数及び出資口数の異動
 - (2) 払い込んだ出資総額
 - (3) 還元金の内訳
 - (4) 損益計算並びに借入または償還した金額
 - (5) 推進会議の議事並びに役員選挙
 - (6) 事業の状況
 - (7) その他、必要な事項
- (推進会議の招集)

第10条 推進会議の招集は、会日の5日前までに、会議の目的とする事項、日時及び場所を書面により委員に通知して行うものとする。

(推進会議の決議事項)

第11条 この規則に定めるもののほか、次の事項は推進会議の議決を経なければならない。

- (1) 規則の設定、変更及び禁止
 - (2) 毎事業年度の予算、事業計画及び変更
 - (3) 事業報告書、財産目録、借貸対照表及び剰余金処分または欠損処分案
 - (4) 役員選出
 - (5) その他、必要な事項
- (推進会議の成立)

第12条 推進会議は、過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(推進会議の議決方法)

第13条 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 推進会議の議長は、推進会議において出席した委員のうちから、その都度選任する。

(推進会議の議事録)

第14条 推進会議の議事については、議事録を作成し、議長及び推進会議で選任した委員2名がこれに署名するものとする。

(推進委員会の成立及び決議事項)

第15条 京都推進委員会の解散及び合併は、推進会議の議決を経なければならない。

2 前項の議決は委員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数で決しなければならない。

(財政)

第16条 京都推進委員会の財政は、京都市水道労働組合格約・会計規則にある特別会計の福利厚生事業会計に組み込むこととする。

(協議会)

第 17 条 共済事務を円滑に図るため、共済推進協議会を設置し、事務担当者による定例会を開催する。

(議義)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、疑義を生じたときは、全水道共済本部の定款、規約、細則、によるものとする。

付 則

この規則は、1982年 2月 4日から執行する。

この規則は、2001年 4月 1日から執行する。

この規則は、2005年10月 6日から執行する。

この規則は、2014年10月 4日より施行する。

5 青年部規則

第1章 総則

(名称)

第1条 この組織は、京都市水道労働組合青年部（以下「青年部」という。）と称し、略称を京水労青年部という。

(構成)

第2条 青年部は、京都市水道労働組合中、7月1日現在35歳未満の組合員をもって構成する。

(目的)

第3条 青年部は、青年層が互いに密接な連繫を図り、強固な団結の下に統一ある行動をとり、自らの生活と権利を守り、職場の民主化と市民の利益を守り抜く労働運動の推進力となり民主的自治体の確立を目的とする。

(事業)

第4条 青年部は第3条の目的を達成するため次の事業を行うものとする。

- (1) 青年層に対する差別待遇撤廃並びに労働条件の改善に関すること。
- (2) 青年層の文化、教養併せて体育の向上に関すること。
- (3) 機関紙（誌）の編集発行に関すること。
- (4) その他、青年部の目的達成に必要なこと。

第2章 機関

(機関)

第5条 青年部に次の機関を設ける。

- (1) 青年部大会
 - (2) 代議委員会
 - (3) 常任委員会
- (青年部大会)

第6条 青年部大会は、京水労青年部の最高議決機関であり、第11条の役員をもって構成し、定数の2分の1の出席で成立する。

2 青年部大会は、毎年1回開催し常任委員会の決定により、部長が招集する。但し、必要があるときは常任委員会の決定により、部長が臨時大会を招集し開催することができる。

代議員3分の1以上の請求があったときは、部長は大会に付すべき事由を確認の上、直ちに臨時大会を招集しなければならない。

3 大会に付すべき事項は次の通りである。

- (1) 青年部規則の制定改廃
- (2) 運動方針の決定
- (3) その他、特に重要な事項

(代議委員会)

第7条 代議員会は、大会に次ぐ議決機関であって、第11条に定める役員のうち四役、常任委員並び

に代議員でもって構成し、定数の2分の1以上で成立する。

2 代議員会は、常任委員会の決定に従い部長が招集する。但し、代議員の3分の1以上の請求があったときは、部長は代議員会を開催しなければならない。

3 代議員会に付すべき事項は、次の通りとする。

(1) 大会で決定された事項並びに規則に定められた事項

(2) その他、重要な事項

(常任委員会)

第8条 常任委員会は、青年部大会並びに代議員会で議決された事項の具体的執行機関であり、四役及び常任委員で構成し、定数の2分の1以上の出席で成立する。常任委員会は部長が招集する。

(専門部)

第9条 常任委員会に次の専門部を置く。

(1) 組織部

(2) 教育宣伝部

(3) 調査部

(4) 文化体育部

(5) 女性部

(議事)

第10条 議事はすべて公開を原則とし、その決定は充分討議された後、多数決制とする。但し、賛否同数の場合は、部長がこれを決定する。

第3章 役員

(役員)

第11条 青年部に次の役員を置く。

(1) 部長 1名

(2) 副部長 1名

(3) 書記長 1名

(4) 書記次長 1名

(5) 常任委員 6名

(6) 代議員 若干名

(役員を選出)

第12条 四役及び常任委員は、部員中より立候補し、総員の投票により決定する。四役及び常任委員のうち3名以上は女性とし、3名の立候補者がいない場合の選出方法は次の通りとする。

(1) 過去に女性専門委員の経験がなく、かつ京水労組合員歴が1年以上経過している女性を対象としてリストを作成し、リストの上位から選出する。対象リストは採用年度順とし、同年度採用者が複数いる場合は生年月日順とする。

(2) 育休、産休並びに病休中の場合は、対象から外し、部分休業の場合は本人の意思によるものとする。なお、一度対象から外れた場合でも順番を下位に回す形とし、対象リストからは除外しない。

(3) 四役及び常任委員の中から女性の欠員が出た場合は、新たな立候補者を募ることとするが、立候補者がいなかった場合はリストから選出する。但し、欠員が出た時点で任期が残り数カ月など、追加要員がいなくても対応できると常任委員会で判断した場合は欠員で対応する。

2 代議員は、各分会から部員15名につき1名（端数切り上げ）とする。

（役員任期）

第13条 常任委員会の任期は2年とし、改選は7月に行う。但し、再選を妨げない。また任期中に青年部年齢が終了に達した場合は、任期終了までその任務を遂行する。

2 代議員の任期は1年として、再選を妨げない。

3 青年部役員選挙規定については、京都市水道労働組合選挙規則を準用する。

第4章 規則の改廃

（規則の改廃）

第14条 本規則の改廃は、青年部大会で3分の2以上の賛成を得なければならない。

付 則

本規則は、1958年 5月 8日より施行する。

本規則は、1959年10月 3日より施行する。

本規則は、1962年10月31日より施行する。

本規則は、1964年 8月 8日より施行する。

本規則は、1964年11月30日より施行する。

本規則は、1965年11月25日より施行する。

本規則は、1979年12月18日より施行する。

本規則は、1981年 8月 1日より施行する。

本規則は、1982年11月 9日より施行する。

本規則は、1984年 8月 1日より施行する。

本規則は、1987年 7月 1日より施行する。

本規則は、1998年10月 1日より施行する。

本規則は、2015年 7月 1日より施行する。